

地域医療に従事する医師を確保するための 地域医療介護総合確保基金の弾力的な運用

【担当省庁】厚生労働省

奈良県における取組

(1) 医師確保修学資金貸与事業

- 貸与期間の1.5倍の期間、県が指定する医療機関等において医師業務に従事することを返還免除要件に、奈良県立医科大学等が定員増に伴い設定した入学枠の学生に対して、修学資金を貸与。(H20年度～)
- 平成30年度までに127名に修学資金を貸与しており、その内47名が卒業し、現在42名がキャリアパスに基づき県内の医療機関において、医師として義務従事中。
- 大阪府、京都府等、都市部に隣接しているため、修学資金貸与者をはじめ、**奈良県立医科大学の学生は県外出身者が多く占めているが、県外出身の卒業者であっても一定の県内定着が図られている。**

◆奈良県立医科大学在学者（1年）及び修学資金貸与者、
貸与者の内卒業生、義務従事者の出身地（平成20年度～平成30年度）

出身地	医大 在学者※	修学資金 貸与者①	①の内 卒業生② (H26～)※	②の内 義務従事者 (H28～)※
県内	387人(30.6%)	28人(22.0%)	24人	22人
県外	874人(69.4%)	99人(78.0%)	23人	20人
計	1,261人(100%)	127人(100%)	47人	42人

※留年者を含む

※臨床研修を含む

(2) 地域医療構想の推進に伴う医師派遣

- 地域医療構想の実現に向け、病院の機能分化・連携(救急医療や高度医療に責任を持って対応する「断らない病院」と、地域包括ケアシステムを支える「面倒見のいい病院」の双方が機能発揮できるよう連携)を推進。
- 高齢化と人口減少が進む医療圏にある中規模病院を、県立医大・近隣の病院と連携し、**急性期中心から地域包括ケアも担う幅広い医療機能を持つ病院へと機能移行する取り組みを進めており、これには適切な医師の配置が必要。**

【課題】

- (1) 医師修学確保資金貸与事業については、これまで地域医療介護総合確保基金を活用。平成30年度より、全国的に医学生の地元定着率が高いことを理由に基金の活用が県内出身者を対象とした事業に限定された。
- (2) 地域医療構想の実現に向けた「病床の機能分化・連携のために必要な事業（区分1）」は、「**医療提供体制の改革に向けた施設・設備の整備**」に**限定**されている（※）。

機能分化・連携に伴い必要となる医師確保にかかる経費は対象外であり、執行率の高い「医師の地域偏在対策のための事業（区分3）」を活用することになる。

（※）H30年度から、機能転換により不要となる固定資産の除却損、早期退職制度による退職金割増相当額等の経費が対象として追加されている。

国にお願いすること

- (1) 県外出身者でも一定の県内定着率がある、または県内出身者だけでは必要医師数の確保が困難である場合等、地域により実情が異なることから、医師修学確保資金貸与事業については、**県内出身者だけに限定せず、基金を弾力的に活用できるようにしていただきたい。**
- (2) 地域医療構想に沿った**病院の機能分化・連携に連動した、医師の配置に必要となる経費**については、「病床の機能分化・連携のために必要な事業（区分1）」も充当できるよう、**都道府県の裁量の拡大**をお願いしたい。